

令和4年 第2回臨時会

美 深 町 議 会 会 議 録

令和4年5月12日 開会

令和4年5月12日 閉会

美 深 町 議 会

令和4年第2回臨時会
美深町議会会議録
第1号（令和4年5月12日）

◎議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案第20号 工事請負契約の締結について
- 第 5 議案第21号 財産の取得について
- 第 6 議案第22号 令和4年度美深町一般会計補正予算（第1号）

◎出席議員（10名）

- | | |
|----------|-----------|
| 1番 名取明美君 | 2番 田中真奈美君 |
| 3番 和田健君 | 4番 欠員 |
| 5番 岩崎泰好君 | 6番 藤原芳幸君 |
| 7番 小口英治君 | 8番 中野勇治君 |
| 9番 荒川賢一君 | 10番 齊藤和信君 |
| 11番 南和博君 | |

◎欠席議員（0名）

出席説明員

◎美深町

- | | |
|----------------|------------------|
| 町長 山口信夫君 | 副町長 今泉和司君 |
| 総務課長 川端秀司君 | 住民生活課長 桜木健一君 |
| 保健福祉課長 中江勝規君 | 農務課長 山崎義典君 |
| 建設水道課長 杉本力君 | 建設水道課上席主幹 竹田哲君 |
| 会計管理者 後藤裕幸君 | 総務グループ主幹 小林一仙君 |
| 企画グループ主幹 小野勇二君 | 生活環境グループ主幹 内山徹君 |
| 税務グループ主幹 中林秀文君 | 保健福祉グループ主幹 和田政則君 |
| 農業グループ主幹 前田直久君 | 水道住宅グループ主幹 町屋英雄君 |

◎教育委員会

教 育 長 草 野 孝 治 君 教 育 次 長 大 堀 裕 康 君
教育グループ主幹 元 岡 友 之 君 教育グループ主幹 前 田 貴 也 君

◎農業委員会

事 務 局 長 山 崎 義 典 君

◎監査委員事務局

事 務 局 長 望 月 清 貴 君

◎議会事務局

事 務 局 長 望 月 清 貴 君 事務局副主幹 丹伊田 和 博 君

開会 午前10時00分

◎開会宣言

○議長（南 和博君） おはようございます。只今の出席議員は10名全員出席です。定足数に達していますので、令和4年第2回美深町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（南 和博君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において5番 岩崎議員、6番 藤原議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（南 和博君） 次、日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。したがって本臨時会の会期は、本日1日に決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（南 和博君） 次、日程第3 諸般の報告を事務局長より行わせませす。

望月局長。

○事務局長（望月清貴君） 諸般の報告をいたします。はじめに、閉会中、議長に提出された書類について申し上げます。代表監査委員から令和4年4月実施の例月出納検査報告書、美深町商工会から商店街活性化事業プレミアム商品券発行事業に対する助成についての要望書、以上2件は議会側議案に写しを添付しています。次に、長側の提出議案については、工事請負契約の締結1件、財産の取得1件、補正予算1件です。次に、説明員については一覧表を配布しています。

最後に、新型コロナウイルス感染予防対策として、議場内換気のため一部ドアをあけています。また、空間除菌脱臭機を設置しており、傍聴席においては、座席を空けて座ることにご協力をお願いしております。以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第20号 工事請負契約の締結について

○議長（南 和博君） 次、日程第4 議案第20号 工事請負契約の締結についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第20号 工事請負契約の締結について提案説明申し上げます。本件は、新規採用職員等の住宅確保及び老朽化した職員住宅を更新するため、職員住宅を建設する美深町職員住宅建設工事に係るものであります。工事請負業者の決定にあたっては、指名型プロポーザル方式を採用し、町内建設業1社から参加の表明があり、4月2日に開催した審査委員会において、この1社から企画提案を受けて審査・選定し、5月2日に選定業者と仮契約を締結したところであります。この契約の締結にあたりまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでありますので、よろしくご審議いただき、原案決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案の説明をさせていただきます。議案書を1枚めくっていただきまして、1ページをご覧頂きたいと思っております。議案第20号 工事請負契約の締結について。次のとおり工事請負契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。契約の目的、美深町職員住宅建設工事。契約の方法、指名型プロポーザルによる随意契約。契約金額1億1,154万円。契約の相手方、美深町字美深553番地、株式会社菅野工務店、代表取締役 菅野勝義であります。町内の建築業者、5社に対しまして指名をして、参加の有無については通知をしてございます。このうち、当初、2社から応募の意思表示がございましたけれども、最終的に、1社からの提案書の提出ということになってございます。この提出を受けまして、4月20日に審査会を行いまして、この中で提出のあった提案書に基づいたプレゼンを行い、審査を実施してございます。仕様書等、事前に配布してございますので、その仕様書にあった内容になっているか等々の審査を行ってきたということでございます。それにより、仕様書通りということでございますので、5月2日に見積合わせを実施いたしまして、同日、仮契約を締結したということでございます。契約しようとした金額に対しましては、通常、予定価格が載っていますけれども、予算の範囲内ということで、当初予算額が1億1,170万円でございますので、この範囲内で施工していただくということの仕様になってございます。1枚めくっていただきまして、2ページ、3ページに工事の概要等を載せてございます。まず、工事場所でございますけれども、美深町字西1条北5丁目4番地8-11、ということで、幼児センターの西側の用地、元々

町の職員住宅の敷地でございます。住宅を解体したあとの更地になっている部分に建設をするものでございます。工期につきましては、契約の日から令和5年2月28日までとする予定でございます。工事概要につきましては、住棟につきましては、2階建てで1棟4戸のものを2棟、建設するというので、2棟8戸、1戸当たり1LDKで49.06平方メートルでございます。建築面積が1棟あたり98.12平方メートル、延床面積で196.24平方メートルでございます。この住居に加えまして、物置8戸分、駐車場8台分を確保する工事となっております。その下に、配置図を記載してございます。町道それぞれ3路線通っておりますけれども、その町道内側に2棟配置するというので、図面、上が北になっておりまして、入り口が南側ということです。その南側の入り口に向かって駐車場スペース、さらには物置を設置するという配置図になってございます。3ページに平面図と、立面図を載せてございます。平面図につきましては、これは、1階・2階同じ内容となっております。排水のダクトの部分がありますので若干、1階と2階と変わる部分がございますけれども、ほぼこの平面図通りとなっております。下に立面図を記載してございます。以上、議案第20号の説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） これから議案第20号に関し、質疑を行います。質疑ありませんか。

6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） それでは質問いたします。昨年から、コロナ禍の影響で物流の停滞等の中で、色んな物価上昇が起きていた中で、さらに今年になってロシアによるウクライナ侵攻ということの中で、非常に状況が変わってきた中での今回、入札だったのですけれども、特にロシア侵攻による影響として、木材の輸入が影響を受けるのではないかと心配をして、ロシアショックとまで言われて、資材等が不足するのではないかと。そのことによってさらなる木材等の値上がりがか心配されている状況だと伺っております。この状況というのはなかなか先が見えない中で今、工務店関係においても非常に今後の管理が重要になってくるということで、この間も報道がなされておりましたけれども、そういった中で今回、入札がこのように成立しておりますけれども、その事業説明等の中で、今後そういったことに対しての何か話等が出ていたのかどうなのか。何か対応策が必要だということになっているのかどうなのか。その辺に関して伺いたいと思います。

○議長（南 和博君） 小林総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（小林一仙君） 今回のプロポーザルに当たりまして、事業者に予め5社ですね、直接、面談をして、こういった事業をしたいということで説明して、依頼をかけてきております。最初の段階で、そういった情勢がもう見えていたので、資材等の上

がる見込みがあるという話は、最初から聞いていたのですけれども、そういった部分も含めて提案してほしいということで、当初から予算額を示して提案してくださいということで進めておりますので、業者側としては、そういう部分も見込んでの提案だと捉えております。

○議長（南 和博君） 6 番 藤原君。

○6 番（藤原芳幸君） 金額等を見ますと、昨年、1 棟、建設している実績がある中で、金額等、予算を組む中でもその辺のことは当然、新年度予算に盛り込んだ中で用意してきた部分ではないかなと思いますが、当然、入札に応じる方も、そういった予算の中で提案をするのが当然でありますので、そういうことにはなっていると思うのですけれども、その後、今年のロシアによる色々な状況が更に加わっているということで、今後進めていく中で、施工がしっかり出来るのかどうなのかという部分が、心配な部分もあるわけですが、その点に関して、入札後でもいいのですけれども、業者間との中で、そういったものに対応していかなければならない状況にあるというような話はあるのかどうなのか、改めて伺いたいと思います。

○議長（南 和博君） 小林総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（小林一仙君） プロポーザルをして仮契約を済ませて以降、プロポーザル以降ですけれども、業者側からそういったことを言われたり、相談されたことはありません。

○議長（南 和博君） 10 番 齊藤君。

○10 番（齊藤和信君） 説明の中で、5 社に指名をした中で、2 社から回答があった中で、最終的に1 社からのプロポーザルという形の中で、こういう入札が本来、プロポーザルの入札のあり方ではないのではないかと思います。ある程度2 社、3 社からこういう形の物をあげたいという形の中、あがってきて、行政側が判断をする。そういう中では行政側としての責任というか、それは若干、業者側からあがってくるから、そういった入札のあり方は、メリットはあるかと思うのですけれども、確実に1 社しかあがってきていないプロポーザルの契約の入札の仕方というのは、今後どのように考えていくのか。この考え方を今後、続けていくのか。その点だけ、お聞かせください。

○議長（南 和博君） 小林総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（小林一仙君） 今回は、指名型プロポーザルということで、前回も同じ形で、指名している業者も同じ形ということになっております。今回は、最初に説明したとおり、5 社にそれぞれ案内をして、参加の意思表示をしてくださいということでスタートしまして、当初2 社参加しますということで、最終的に4 月8 日がその企画提案書

の提出締め切りであったのですけれども、その段階で1社が、やっぱり辞退します、ということで1社になっております。ですので、5社のうち、これを実施できるというのが1社しか残っておりませんので、その1社と随意契約をするということでありまして、契約の方法としては、適正であるというように考えております。今後こういう方式をするか、ということについては、仮に職員住宅をするとすれば、こういった形で民間の技術力、総合力を活用してやるというプロポーザルの入札というのを活用するかもしれませんが、今回については、特に、辞退された4社についても、やはり人手が足りないですとか、そういう部分の事情が非常に今回あるようで、時期的にといいますか、非常に厳しい状況の中であったのかと思いますけれども、建設するものによって通常の入札にしたりですとか、その辺は柔軟に対応する事になると思います。この方式にこだわるものではないと思っております。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 私もそのことをお聞きしたいと思っていたのですが、いわゆるプロポーザル方式というのは、比較する対象があって初めて成立する物が、結果的には1社によるプロポーザルということとなると、比較対象がないですよ。そのことについてやはり、もっと真剣に、今回の契約のこと云々ではなくて、今後のことについては、検討する必要があるのではないか。例えば、1社しかない場合には契約の手法を変えるなり、そういう決まりをきちんと作っておかないと、同じような形で最終的には1社によるプロポーザルということになってくると、本来のプロポーザルの目的が全然変わってくるのではないかと。ましてや契約金額についても、ある意味その1社の出してきた金額に従わざるを得ないような形に当然なってくると。その辺のことを考えると、これからの契約の仕方について、プロポーザルをやってきたという経緯もわかっていますし、それが有効に働いてきたということもわかっていますが、このような形の事態が出たときに、やはり問題点が結構あるのではないかと思います、その辺の考え方を改めてお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 小林総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（小林一仙君） プロポーザルの趣旨としては、職員住宅を建設するにあたって、民間事業者の企画力、それから技術力、そういった創意工夫ですね。ノウハウがあると思いますので、そういうのを取り入れて、効率的に建設をしたいということで、理想としては、やはり数社からの提案を受けて、その中で、選定をしていくというのが、理想ではあるのですけれども、そもそも建築で指名できる業者が5社という中で、今回は、そのうち4社が、この仕様では、仕様と工期、そういった条件で難しいという判断をされ

たので、1社の契約ということになります。当然、入札をしても、町の方で設計をして入札をするとしても、条件が合わなければ辞退なりしてきますので、最終的に残った1社と契約するしかないのです。最初からそうするのではなくて、プロポーザルということで、比較してやりましょうということで、最終的な結果として1社しか残らなかったのも、そういう形での契約になりましたけれども、やり方としては最初に申し上げたような趣旨で契約をしたいということで進めていましたので、その辺は何というのですかね、そういうやり方であったということでもあります。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 今回の経緯については、私は了承しますということなのです。その説明ではなくて、今後、こういう事態に対してどうするのかと、齊藤議員の方からもその点の指摘があったと思います。私も、その辺はたくさんの課題があると思っていますから、それをどうするかということの考え方だけお聞きしたいと思って質問しました。

○議長（南 和博君） 小林総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（小林一仙君） 今後もプロポーザルでやった場合、やはり参加を表明してもらって、それで提案を受けてということになりますので、想定としてはやはり1社しかないということも想定はされると思います。もしくは、1社もできないということも考えられますので、そうすれば町外も含めた競争入札とか、そういう方法を取るしかないのかというように思っております。あくまでも、うちの方で示した仕様に基づいて、提案内容が仕様にあっているかどうかというのを10人の委員で審査しておりますので、その中で、こういった部分は改善してほしいですか、意見申し上げて、そこを改良してもらっての契約ということになりますので、一定程度、町の意向もそこで汲んでもらいながらの契約ということで、有効な契約ではないかと思っております。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 確かに意向はわかりますが、プロポーザルという方式を採用したときの原点を考えるべきだと思います。そこをやはり、それは2社以上の比較対象のものがあると同じ役場が出した条件に合う中身で、どれだけ民間活力を活かしたものにつくれているかということの、その比較があって初めて、その判断が出来る。1社なら比較の対象がない。そこはやはり基本に戻って、たとえば1社の場合には改めて求めるとか、あるいは今回、指名競争から外すとか、そんな形で何かの手法を取るべきだと思っておりますが、その辺のところの回答が欲しいのです。旧来やっているとわかるし、それから1社しかない場合には仕方ないということもわかるけど、でも、そこはちょっと違うかなと思うんだけど。

○議長（南 和博君） 川端総務課長。

○総務課長（川端秀司君） 今、小林主幹の答弁を変えるとか、そういうことではないのですけれども、ちょっと補足させていただきますけれども、今、申し上げたように審査会というのをもっていきまして、それが仕様書にあっているかどうかというだけではなくて、では、どういう工夫をして、その業者さんがこの設計をしたのかというところも提案してもらって、その内容をみています。ですから、例えば言われたまま、作られたまま、設計されたまま、それがどういう意図で作られたのかというところまで見ての審査になりますので、それは比較して、例えば2社、3社といれば更にこちらの方がいいんじゃないかとかという話にはなりますけれども、それぞれ個性が出てきていて、2社、3社あっても個性が出てきていて、その中で良い所もあり、悪い所もあり、悪い所と言うと失礼ですけれども、メリット・デメリットも出てくるということもあると思いますので、それは3社出てきたら3社、5社出てきたら5社なりのその選定をしていくということになると思います。おっしゃる通り、プロポーザルの趣旨としては色んなものを見せていただいて良いものを選んでいくということになるのですけれども、前回の設計してプロポーザルやったときの実績もありますよね。実績というか私たちが審査した内容、どういったことに視点を向けているかということもありますので、そういったところ今回活きていると思うのですよね。ですから、1社であるから更にもっと良いものがあつた、3社、5社になれば良いものがあつたのではないかとか想像はできなくはないのですが、前回の実績を踏まえながら審査をかけておりますので、そのなかで創意工夫されているということは今回の審査の中では審査会としてはまとめているということでもありますので、1社だから必ずしも悪いということではないのかという風には思っております。ただ、プロポーザルの今、言われた趣旨として、比較対象がたくさんあつた方が良いものを選べるんじゃないかと、価格面でもそうですよね。その辺に関しては複数社いる方が理想的な形にはなるとも思いますので、これからやるときに1社になったときに、どうするのかという事なのですけれども、その点に関しては、今そこの完全にこれデメリットですよねというところが一旦整理しなければならないとは思っているのですけれども、そういうところが見えてくれば1社でやるということに関しては、あらかじめ業者さんに通知をした上で、1社になったときはやめますとか、そういった条件をつけていかなければならないということもあろうかとは思っています。今回、1社だからやりませんということは条件つけておりませんので、それは見せていただいて審査会の中で決定をしたということになっておりますので、今後については検討する材料となるかと参考にさせていただきたいと思っております。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を

行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) なければ討論を終了します。これから議案第20号について採決します。議案第20号 工事請負契約の締結について、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長(南 和博君) 全員賛成です。したがって議案第20号は可決されました。

◎日程第5 議案第21号 財産の取得について

○議長(南 和博君) 次、日程第5 議案第21号 財産の取得についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長(山口信夫君) 議案第21号 財産の取得について、提案説明を申し上げます。今回の財産の取得につきましては、平成21年度に購入をして12年間使用いたしました除雪ドーザーを更新し、冬期間の住民生活の基盤確保を図るもので、購入業者を決定するため4月22日に指名競争入札を執行し、落札業者と仮契約を締結したところであります。この契約の締結にあたりまして議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の既定により、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議いただき、原案決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長(南 和博君) 今泉副町長。

○副町長(今泉和司君) それでは、議案書4ページをお開きいただきたいと思います。議案第21号 財産の取得について。次の財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第10号)第3条の既定により、議会の議決を求める。取得財産、除雪ドーザー13t級でございます。取得金額が2,695万円、取得先、名寄市徳田289番地20、北海道川崎建機株式会社名寄支店、支店長 上枝 忠。これも5社を指名しての入札ということで進めて参りました。3社、辞退をするということで、入札当時につきましては2社参加しての競争入札ということになりまして、最低価格でございます、この議案に記載の業者と契約をしようとするものでございます。入札にあたっての予定価格につきましては、税込みであります。3,672万5,090円が予定価格に対しまして2,695万円が最低価格でございました。次のページに、最終ページでございますけれども、取得する財産の内容を記載してございます。ドーザーのメーカーでありますけれども、日立製でございまして、納入期限を令和5年2月28日までとしようとするものでございます。以下の主要諸元、ここに性能・寸

法等・車体・機関・除雪装置についてそれぞれ記載してございますので、お目通しいただきたいと思っております。以上、議案第21号の説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） これから議案第21号に関し、質疑を行います。質疑ありませんか。

9番 荒川君。

○9番（荒川賢一君） 納期期限が来年の2月28日と記載されておりますが、シーズン当初までは間に合わなくて、この納期になったということなののでしょうか。

○議長（南 和博君） 竹田建設水道課上席主幹。

○建設水道課上席主幹（竹田 哲君） 納期なのですけれども、以前は除雪作業になるべく間に合うような納期を設定しておりましたけれども、近年の半導体の不足とかで、車両関係の納期がかなり遅れているということで、2月28日の納期に設定しているということでございます。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第21号について採決します。議案第21号 財産の取得について、賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって議案第21号は可決されました。

◎日程第6 議案第22号 令和4年度美深町一般会計補正予算（第1号）

○議長（南 和博君） 次、日程第6 議案第22号 令和4年度美深町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第22号 令和4年度美深町一般会計補正予算（第1号）について提案説明を申し上げます。今回の補正につきましては、農林産業費では令和5年度に予定していた玉川浄水場の電気機械設備整備について、道補助事業が令和4年度に前倒しで採択となったことから、工事費を追加するものでございます。なお、この財源は道補助金及び地方債を充てて整理し、残りは一般財源で措置をいたします。また、災害復旧費では、冬期間に土砂崩れにより被災し通行止めとなっているオキキンナイ道路の復旧のための委託料を追加いたします。このほか、歳入・歳出の補正と合わせて地方債1件を増額補正いたしますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。これによりまして一般

会計の補正額は、歳入・歳出それぞれ3,820万円を追加して補正後の予算総額は、歳入・歳出それぞれ50億9,490万円となるものであります。よろしくご審議いただき、原案決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 川端総務課長。

○総務課長（川端秀司君） それでは、議案第22号、別冊配布の22号の説明をいたします。議案第22号 令和4年度美深町一般会計補正予算（第1号）。令和4年度美深町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（南 和博君） これから議案第22号に関し、質疑を行います。質疑ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第22号について採決します。議案第22号 令和4年度美深町一般会計補正予算（第1号）に、賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって議案第22号は可決されました。以上で本臨時会の案件は終了しましたので、会議を閉じます。これで令和4年第2回美深町議会臨時会を閉会します。ご苦勞様でした。

閉会 午前10時43分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 南 和 博

署名議員 岩 崎 泰 好

署名議員 藤 原 芳 幸